

# にっこり安心プラン

第8次宇都宮市高齢者保健福祉計画

第7期宇都宮市介護保険事業計画

(地域包括ケア計画)

【概要版】



平成30年3月

宇 都 宮 市

## 計画策定の趣旨

---

高齢者を取り巻く環境の変化も踏まえながら、高齢者の保健・福祉・医療・介護等の施策について将来の展望を見据えた施策を推進していくために策定しました。

## 計画の期間

---

2018年度（平成30年度）から2020年度までの3年間

## 国の動向

---

### ■ 地域包括ケアシステムの深化・推進

- 1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進（介護保険法）
  - ・ 自立支援・重度化防止に向け取り組む仕組みの制度化
- 2 医療・介護の連携の推進等（介護保険法，医療法）
  - ・ 新たな介護保険施設の創設
- 3 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等（社会福祉法，介護保険法，障害者総合支援法，児童福祉法）
  - ・ 地域福祉計画の策定の努力義務化
  - ・ 介護保険制度と障害福祉制度に新たな共生型サービスの創設

### ■ 介護保険制度の持続可能性の確保

- 1 2割負担者のうち特に所得の高い層への3割負担の導入（介護保険法）
- 2 介護納付金の総報酬割の導入（介護保険法）

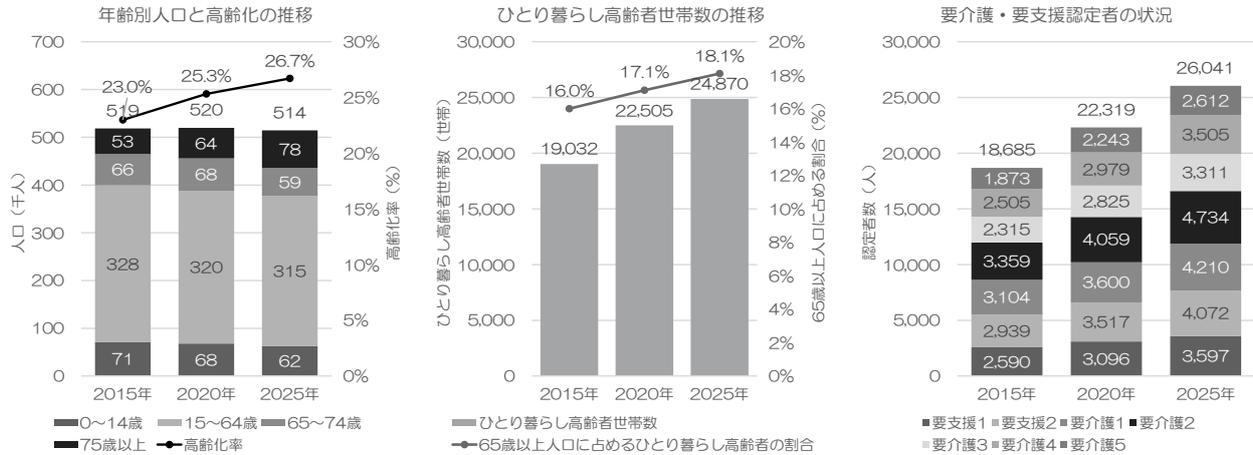
### 地域包括ケアシステムとは？

地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、「医療」「介護」「介護予防」「住まい」「自立した日常生活の支援（生活支援）」の5つの分野が包括的に確保される体制をいいます。

本市における地域包括ケアシステムの構築に向けた取組は、国が示す上記5つの分野に、看取りを含めた在宅での療養生活を送る上で重要となる「医療・介護連携」と、75歳以上の高齢者の増加に伴い、さらに重要性が高まる「認知症対策」を加えた7つの分野において重点的に実施します。

# 本市の高齢者の状況

本市の総人口は今後減少するものの、高齢者人口や認定者数等は増加傾向にあります。

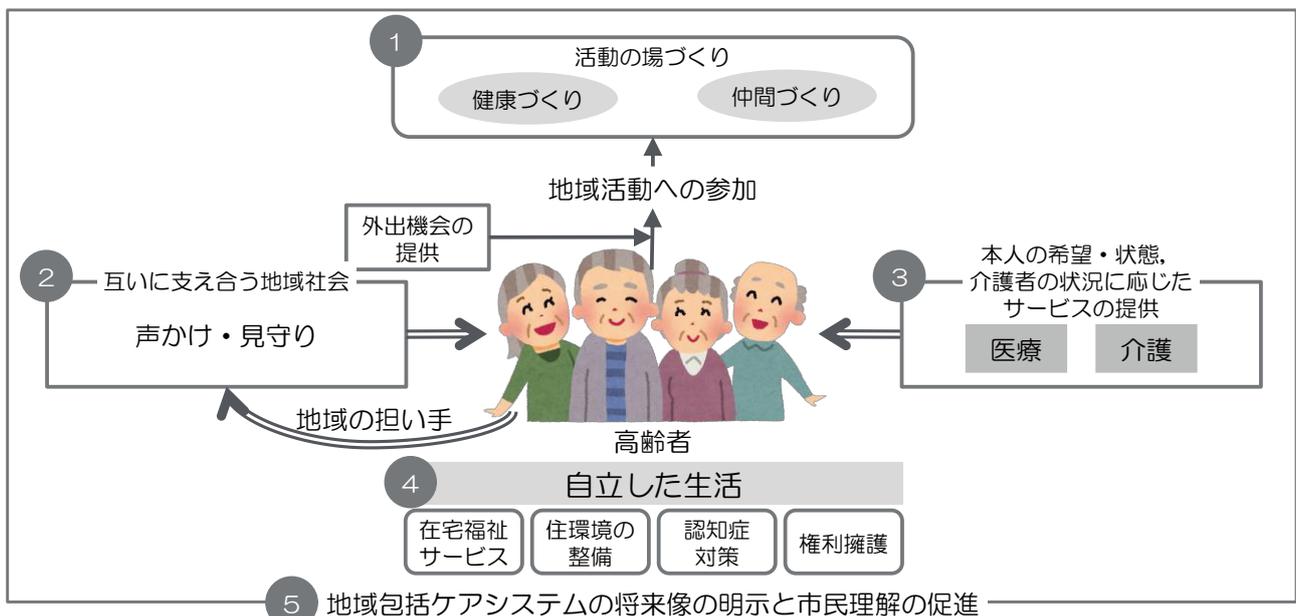


出典：第6次宇都宮市総合計画, 厚生労働省 地域包括ケア「見える化システム」, 総務省 国勢調査

# 本市の課題

本市の高齢者の状況や国の動向等をまとめた課題は、以下のとおりです。

- 1 高齢者の主体的な健康づくりや活動の場づくり・仲間づくり・外出機会の提供による地域活動への積極的な参加
- 2 多様な主体の協働による高齢者支援や高齢者自身も地域の担い手となり、互いに支え合う地域社会づくり
- 3 在宅医療・介護の連携強化や高齢者本人の希望・状態、介護者の状況等にに応じたサービスの提供
- 4 認知症に対する正しい理解や高齢者が安心して暮らせる環境の整備と自立した生活を送るための支援
- 5 本市の目指す「地域包括ケアシステム」の将来像の明示と市民理解の促進



# 計画の基本理念と基本目標

## 基本理念

社会環境の変化や高齢者のニーズ、これまでの高齢者福祉施策や介護保険事業の取組の評価や課題を踏まえ、地域において、高齢者一人ひとりがいきいきと安心して暮らすことができ、「長生きしてよかった」と思えるような社会を築くため、本市の「目指すべき高齢社会像」を示す基本理念を次のとおりとします。

◆ 基本理念 ◆  
住み慣れた地域で、健康で生きがいを持ち、  
安心して自立した生活を送ることができる、笑顔あふれる長寿社会の実現

## 基本目標

### 基本目標 1 健康で生きがいのある豊かな生活の実現

- 健康寿命の延伸に向け、高齢者自らが健康づくりに取り組めるような介護予防の取組を支援します。
- 高齢者が培ってきた豊富な経験や知識を活かしながら地域のなかで元気に活動できるよう、社会参加活動の促進を図ります。

### 基本目標 2 地域で支え合う社会の実現

- 地域包括支援センターを通じた「地域での支え合い体制の確保」を目指します。
- 地域の全ての関係者が「我が事」として、生活課題に「丸ごと」対応できる地域づくりに向けた「意識のバリアフリー化」を促進します。
- 地域のなかで自分らしく安心した暮らしが継続できるよう、「見守り・声かけ活動」などのインフォーマルな支援の充実・強化を図ります。

### 基本目標 3 介護サービスが創る笑顔あふれる社会の実現

- 介護従事者への研修などによる介護サービスの質の向上を図ります。
- 介護者だけでなく、これから介護を始める人に対して支援を行い、肉体的・精神的負担の軽減を図ります。
- 将来の在宅医療ニーズに対応するため、在宅医や訪問看護師の確保に努めます。

### 基本目標 4 いつまでも自分らしさを持ち、自立した生活の実現

- 高齢者の経済的・身体的状況を踏まえた福祉サービスの提供を推進します。
- 認知症の正しい理解に向けた周知啓発の推進と認知症ケア体制の充実を図ります。
- 虐待防止の意識啓発や成年後見制度など高齢者の権利を擁護する制度の周知と利用支援に向けた取組を行います。

# 施策の体系

基本理念	基本目標	施策の方向性
<p>住み慣れた地域で、健康で生きがいを持ち、安心して自立した生活を送ることができる、笑顔あふれる長寿社会の実現</p>	<p>1 健康で生きがいのある豊かな生活の実現</p>	<p>1 健康づくりの推進</p> <p>2 生きがいづくりの促進</p>
	<p>2 地域で支え合う社会の実現</p>	<p>1 地域での支え合い体制の確保</p> <p>2 高齢者にやさしいまちづくりの推進</p> <p>3 安全で安心な暮らしの支援</p>
	<p>3 介護サービスが創る笑顔あふれる社会の実現</p>	<p>1 介護保険事業の充実</p> <p>2 介護サービスの質の向上</p> <p>3 介護者への支援</p> <p>4 在宅医療・介護連携の推進</p>
	<p>4 いつまでも自分らしさを持ち、自立した生活の実現</p>	<p>1 高齢者の状況に応じた在宅福祉サービスの提供</p> <p>2 高齢者の自立した生活を支える住環境の整備</p> <p>3 認知症高齢者等対策の充実</p> <p>4 高齢者の権利を守る制度の利用支援</p>

## 施策・事業の展開

### 基本目標 1 健康で生きがいのある豊かな生活の実現

#### 施策の方向性 1：健康づくりの推進

【主な事業】

- 健康ポイント事業の実施【新規】  
「健康ポイント事業」とは、健康づくりに取り組むことでポイントが貯まり、貯めたポイントに応じて特典が受けられる事業です。
- 特定健康診査・歯科検診の実施

#### 施策の方向性 2：生きがいづくりの促進

【主な事業】

- 高齢者等地域活動支援ポイント事業の推進【拡充】  
「高齢者等地域活動支援ポイント事業」とは、「地域貢献活動」や「健康づくり活動」に対してポイントを付与し、貯めたポイントを施設利用券などに交換できる事業です。
- 高齢者外出支援事業の推進【拡充】  
70歳以上の方に5,000円分のバスカードを本人負担1,000円で発行しています。
- 老人クラブの育成・支援
- シルバー人材センター事業の支援

### 基本目標 2 地域で支えあう社会の実現

#### 施策の方向性 1：地域での支え合い体制の確保

【主な事業】

- 地域包括支援センターの運営・機能強化（基幹相談支援センターの設置【新規】）  
「地域包括支援センター」とは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように支援を行う中核機関です。
- 地域ケア会議の推進【拡充】  
「地域ケア会議」とは、高齢者への適切な支援や自立した生活のために必要な支援に関する検討を行う会議です。
- 生活支援体制の整備【拡充】

#### 施策の方向性 2：高齢者にやさしいまちづくりの推進

【主な事業】

- 拠点への生活利便施設等の充実と快適にアクセスできる移動環境の形成

#### 施策の方向性 3：安全で安心な暮らしの支援

【主な事業】

- ひとり暮らし高齢者等安心ネットワークシステムの推進
- 高齢者に対する交通安全・消費者教育の実施

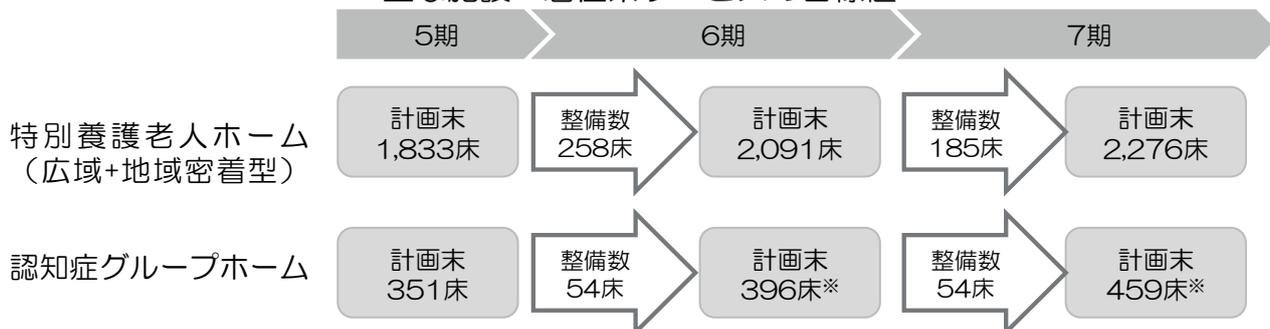
### 基本目標 3 介護サービスが創る笑顔あふれる社会の実現

#### 施策の方向性 1：介護保険事業の充実

【主な事業】

- 介護予防・日常生活支援総合事業の推進【拡充】  
「介護予防・日常生活支援総合事業」とは、「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」とで構成され、65歳以上の方の介護予防と日常生活の自立を支援することを目的としています。
- 地域介護予防活動支援事業【拡充】  
「地域介護予防活動支援事業」とは、地域で自主的に介護予防のための活動を行うグループを育成・支援する事業です。

## 主な施設・居住系サービスの目標値



※ 合計が一致しない箇所は期間中の廃止による

### 施策の方向性2：介護サービスの質の向上

#### 【主な事業】

- ・ ケアプランに対する助言・指導の実施
- ・ 介護従事者等の資質の向上

### 施策の方向性3：介護者への支援

#### 【主な事業】

- ・ 家族介護教室等の開催  
「家族介護教室」とは、要介護高齢者の状態の維持・改善を目的とした、適切な介護知識・技術、介護・福祉サービスの適切な利用方法の習得等を内容とした教室です。
- ・ 「介護保険相談窓口」の充実

### 施策の方向性4：在宅医療・介護連携の推進

#### 【主な事業】

- ・ 地域療養支援体制の推進【拡充】  
「地域療養支援体制」とは、退院してから在宅の生活に戻っても安心して暮らせるしくみのことです。
- ・ 在宅医療・介護連携に関する従事者相談支援窓口の設置【新規】
- ・ 訪問看護ステーションの設置促進【新規】

## 基本目標4 いつまでも自分らしさを持ち、自立した生活の実現

### 施策の方向性1：高齢者の状況に応じた在宅福祉サービスの提供

#### 【主な事業】

- ・ 高齢者等ホームサポート事業の実施  
ひとり暮らし高齢者や単身の障がい者の方に日常生活での支援を行います。

### 施策の方向性2：高齢者の自立した生活を支える住環境の整備

#### 【主な事業】

- ・ 高齢者向け住宅の普及促進  
高齢者向けの多様な住まいを紹介しています。

### 施策の方向性3：認知症高齢者等対策の充実

#### 【主な事業】

- ・ 認知症サポーター等の養成・支援の推進  
認知症サポーターとは、認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を見守る応援者です。
- ・ 認知症初期集中支援チームの設置・稼働【新規】
- ・ 認知症サロン（オレンジサロン）の推進  
オレンジサロンとは、認知症の人やその家族を中心に、だれでも参加できる、つどい、いこい、交流の場です。

### 施策の方向性4：高齢者の権利を守る制度の利用支援

#### 【主な事業】

- ・ 高齢者虐待防止事業

### 地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の方向性

---

2025年の地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を進めるに当たっては、人口構造の変化に伴う要支援者・要介護者や認知症患者の増加など、様々な課題に対応する必要があります。

こうした課題に対応するためには、市民一人ひとりが本市を取り巻く状況・課題について理解し、その自立した生活の実現に向けて主体的に取り組むこと、医療、介護、生活支援など、地域包括ケアシステムを構成する各分野において、2025年を見据えながら、取組を充実・強化することが重要です。

### 市民の身体状況に応じた自立した生活の実現

---

市民一人ひとりが主体的に取り組むべき内容は、その身体状況等によって直面することとなる課題に応じて変わってきます。

このため、市民の身体状況等に応じた課題、その課題に対応し自立した生活の実現に向けて取り組むべき内容について、整理しています。

壮年期など、高齢期になる前の段階から、今後の自らが直面することが想定される課題や主体的に取り組むべき内容などについて理解し、主体的に取り組むことにより、地域包括ケアシステムの中であって、自らの自立した生活の実現につながります。

# 市民の身体状況等に応じた自立した生活の実現

身体状況等に応じた市民の主体的な取組により、自立した生活の実現を目指す

## 市民の身体状況等に応じた課題

### 高齢期（介護が必要）

- 身体の機能低下や生活習慣病の発症等により、医療や介護サービスなどを活用しながら生活の質を維持していくことが必要な時期。自分らしい生活の実現に向け、在宅医療や介護サービスなどを的確に活用することが必要。
- 人生の最終段階の医療も見据えながら、療養生活をどこで送りたいか、人生の最期をどこで迎えたいかについて、自分の意思を整理し、家族や医療・介護従事者と認識を共有することが必要。
- 認知症になっても自分らしい生活を続けるため、認知症に関する正しい知識・理解を持つとともに、利用できる資源・サービスなどを活用することが必要。



### 高齢期（元気高齢者）

- 地域の支え合い活動の「担い手」としての活躍が期待される。地域における見守りや声かけ、居場所づくりなど、身近な地域における支え合い活動に参加することが重要。
- 身体の機能低下が現れ、個人個人の健康状態の差が大きくなる時期。自分の健康状態やライフスタイルに合った運動の習慣を維持していくことが必要。
- 介護予防・健康づくりや生きがいづくりの観点から、積極的な外出や、友人との交流、仲間とのボランティア活動、介護予防活動などに積極的に取り組むことが必要。



### 壮年期

- 身体的・精神的・社会的な自己の変化を受け止め、高齢期に向けた自分の生活設計や健康づくりをしていくことが必要な時期。普段から、自分の健康管理のため、かかりつけ医、歯科医、薬局を確保するとともに、健診の受診と生活習慣の改善により、生活習慣病の発症・重症化を防ぐことが重要。
- 地域の健康づくりの取組に興味を持ち、参加することも重要。

## 自立した生活の実現に向けた取組

### 住み慣れた地域で医療・介護を受けながら生活するために

- 入院から在宅医療・介護サービスの利用まで様々な支援が受けられることを理解し、希望に沿った在宅生活を送る。
- 家族と話し合いながら、延命治療に関する意思を表すリビング・ウィルカードを作成し、家族や医療・介護従事者と共有する。
- 認知症に関する相談窓口や交流の場、専門職による支援、地域における支え合いなど、利用できる資源・サービスを把握し、活用する。



### 「支え合い」のある安心して暮らせる地域をつくるために

- 地域の困りごとについて「我が事」と捉え、自身の持つ経験や得意分野を活かしながら、地域の様々な支え合い活動の「担い手」として積極的に参加する。



### 健康で生きがいのある生活を送るために

- 公共交通も利用しながら、積極的な外出や友人との交流、趣味活動など、生きがいのある活動的な生活を心がける。
- 健康づくりや介護予防に関する知識を身につけるとともに、地域における介護予防活動などに積極的に参加する。

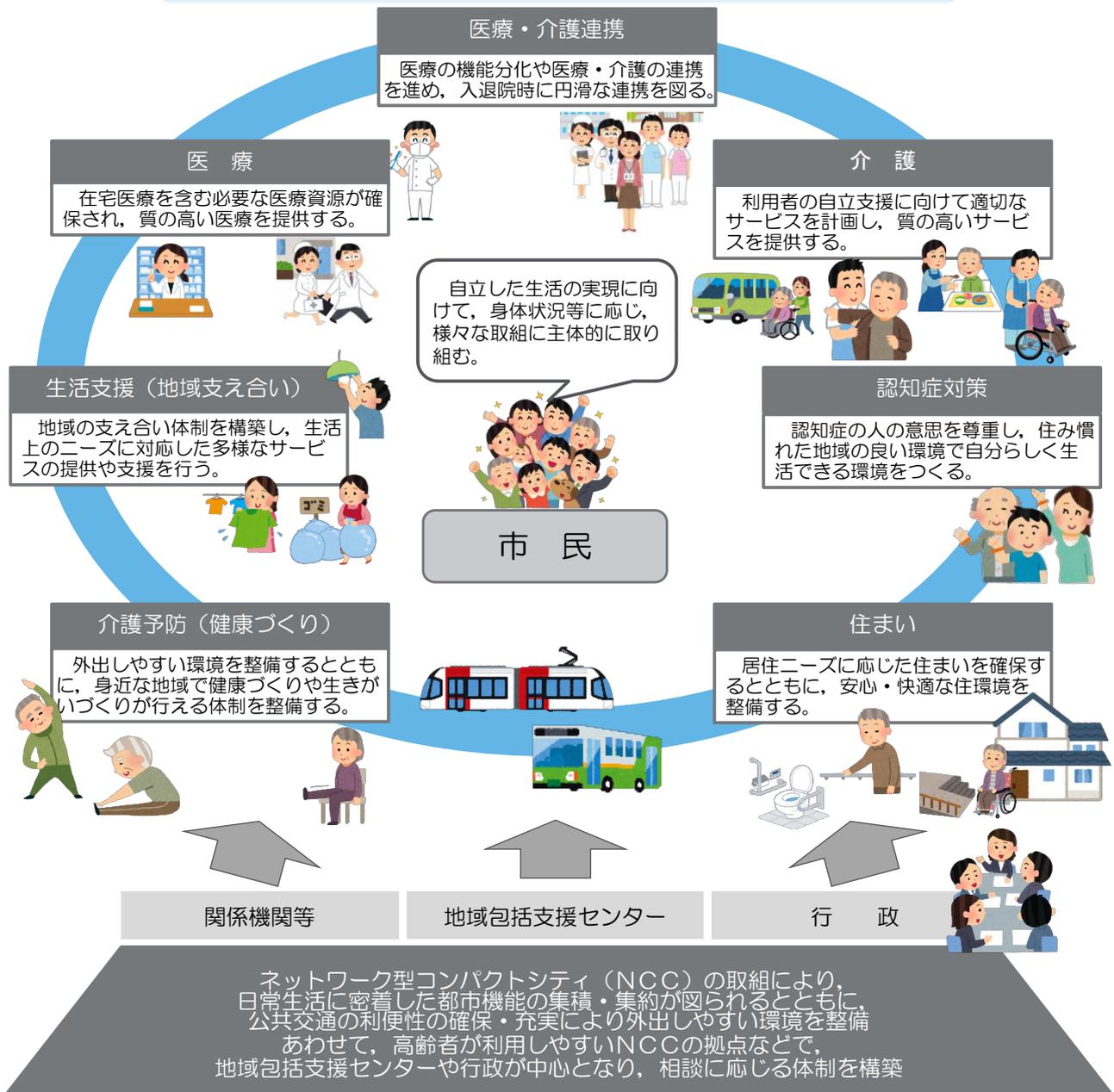


# 地域包括ケアシステムの構築に向けた取組

市民による取組と行政等による公的サービス・支援の整備を組み合わせ、本市における地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を総合的に進めます。

## 地域包括ケアシステムの構築に向けた取組

公的サービス・支援と市民の主体的な取組の  
効果的な組み合わせにより  
地域包括ケアシステムの構築を目指す



本市における地域包括ケアシステムの構築に向けた取組は、国が示す5つの分野（「医療」「介護」「介護予防」「住まい」「生活支援」）に、看取りを含めた在宅での療養生活を支える上で重要となる「医療・介護連携」と、75歳以上の高齢者の増加に伴いさらに取組の重要性が高まる「認知症対策」を加えた7つの分野において重点的に実施します。

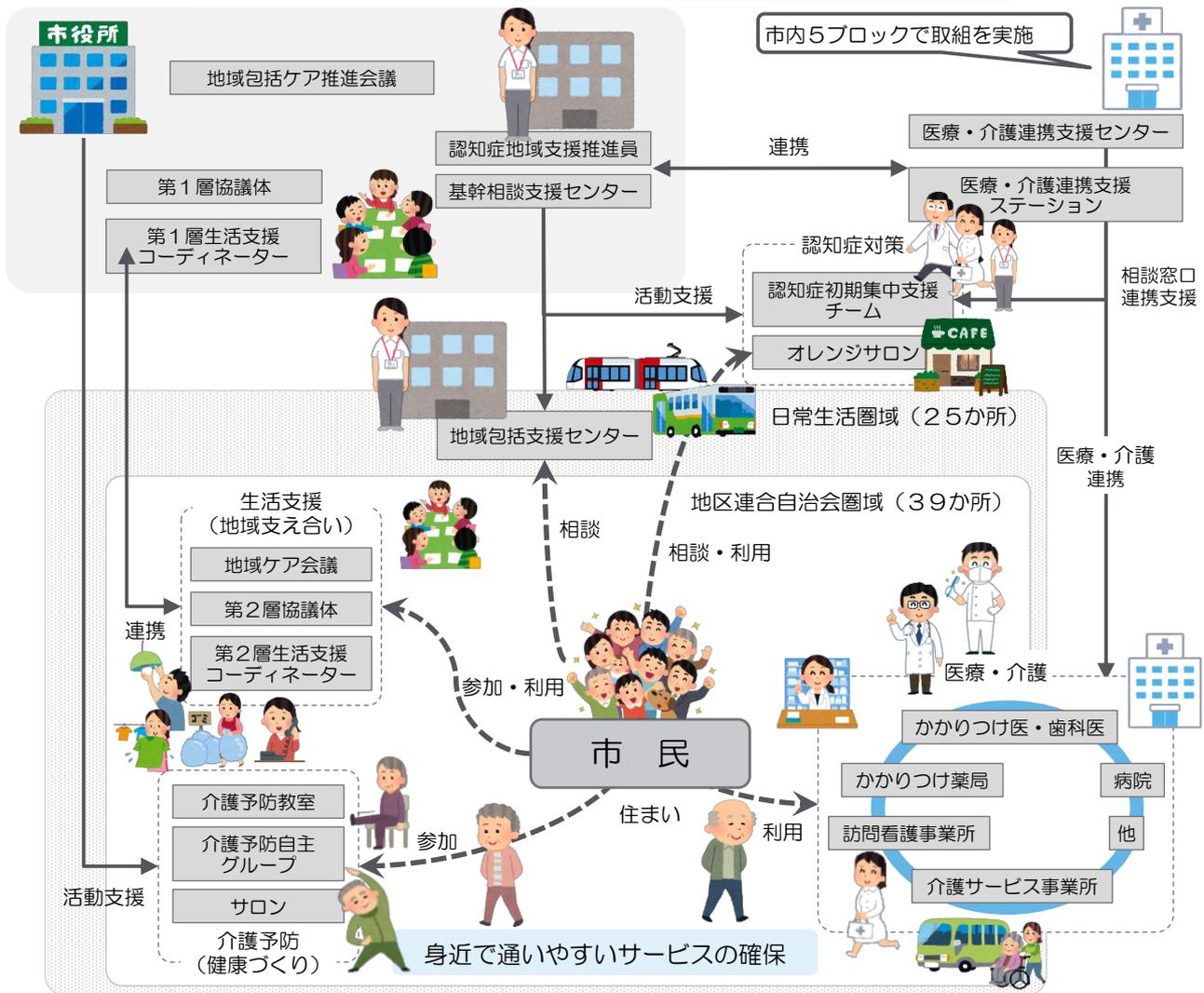
## 身近な地域から市域全体までの重層的な体制の構築

地域包括ケアシステムの構築は、様々な取組により、身近な地域から市域全体まで、重層的な体制で行われています。

市民にとって身近な地域では、様々な相談を受け付ける地域包括支援センターをはじめ、「介護予防」や「生活支援」、「医療」、「介護」など、身近で通いやすい地域での確保が求められるサービス・資源の確保を進めます。

### 2025年の地域包括ケアシステムのイメージ

サービス提供主体への支援、外出しやすい環境整備



## 市民理解の促進

本市では、本計画全体と同時に、地域のサービス等の周知や市民の主体的な行動に向けた理解促進についても、広報紙、ホームページなどの媒体や市民公開講座の開催、地域包括支援センターが主催する地域ケア会議、保健・医療・福祉の関係機関・団体の会合への参加など、あらゆる機会を通じて積極的に情報発信し、市民理解の促進を図ります。

# 介護保険料

## ＜第7期計画における第1号被保険者の介護保険料の額＞

所得段階区分		保険料率	年額保険料額 ( )内は月額
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受給している者 ・世帯全員が市民税非課税で、本人の前年中の公的年金等収入額及び前年の合計所得金額の合計額が80万円以下の者	0.45	28,500円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年中の公的年金等収入額及び前年の合計所得金額の合計額が80万円を超え120万円以下の者	0.62	39,200円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、第1段階又は第2段階以外の者 (上記以外の者)	0.75	47,400円
第4段階	世帯に市民税課税者がいて、本人が市民税非課税で、本人の前年中の公的年金等収入額及び前年の合計所得金額の合計額が80万円以下の者	0.90	56,900円
第5段階	<u>保険料基準額</u> 世帯に市民税課税者がいて、本人が市民税非課税の者(上記以外の者)	1.00	63,300円 (5,281円)
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の者	1.20	75,900円
第7段階	本人が市民税課税で、 前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の者	1.30	82,200円
第8段階	本人が市民税課税で、 前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の者	1.50	94,900円
第9段階	本人が市民税課税で、 前年の合計所得金額が300万円以上500万円未満の者	1.70	107,600円
第10段階	本人が市民税課税で、 前年の合計所得金額が500万円以上1,000万円未満の者	1.80	113,900円
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の者	1.90	120,200円

※ 保険料は宇都宮市の介護サービスの利用見込みなどから算出された「基準額」をもとに所得段階別に決められます。保険料は介護保険事業計画の見直しに応じて3年ごとに設定されます。

※ 保険料については高齢福祉課(632-2907)へお問い合わせください。

## 地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活を送るために、介護・福祉・健康など様々な面から総合的に支えていく機関として、お住まいの地域に地域包括支援センターを設置しています。

担当地域	電話番号	担当地域	電話番号
中央・築瀬・城東	651-4777	緑が丘・陽光	684-3328
陽南・宮の原・西原	658-2125	姿川(北部)・富士見・	647-3294
昭和・戸祭	622-2243	明保	
今泉・錦・東	616-1780	姿川(南部)	654-2281
西・桜	610-7370	国本	666-2211
御幸・御幸ヶ原・平石	683-2230	細谷・宝木	902-4170
清原	667-8222	富屋・篠井	665-7772
瑞穂野	656-9677	城山	652-8124
峰・泉が丘	613-5500	豊郷	616-1237
石井・陽東	660-1414	古里中学校区	673-8941
横川	657-7234	田原中学校区	672-4811
雀宮(東)	655-7080	河内中学校区	671-2202
雀宮(西)・五代若松原	688-3371	上河内	674-7222

発行者/宇都宮市  
〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号  
<http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp>  
編集/宇都宮市保健福祉部高齢福祉課  
TEL: 028 (632) 2903  
FAX: 028 (632) 3040  
E-mail: u1903@city.utsunomiya.tochigi.jp